付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成28年 3 月25日

薩摩川内市議会総務文教委員会 委員長 持 原 秀 行

- 1 委員会の開催日
 - 3月10日、11日(2日間)
- 2 付託事件及び審査結果
 - (1) 議案第16号 薩摩川内市職員の退職管理に関する条例の制定について 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
 - (2) 議案第17号 薩摩川内市行政不服審査会条例の制定について 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
 - (3) 議案第18号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第19号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第20号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条 例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第21号 薩摩川内市遊休公共施設等利活用促進条例の制定について 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (7) 議案第22号 薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の 制定について

本案については、「東郷地域小中一貫校は、多額の経費を支出して整備するが、小中一貫教育そのものに、果たして教育効果があるのか疑問が残る」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第23号 薩摩川内市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定 について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第24号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第25号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ いて

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第26号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(12) 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会 付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(13) 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託 分

本案については、「小中一貫教育の教育効果に疑問が残る中、東郷地域小中一貫校整備費が計上されている」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の課程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりで ある。

- ア 東郷地域小中一貫校の教室については、適切な室温の下で授業が行われるよう空調機器設置について検討されたい。
- イ 小学校の教師用指導書は、前回の教科書改訂時の教師用指導書も使用するということで、今年度、学年を単位として購入しているが、大規模な小学校においては、教科を教える際などに支障が生じることが懸念されることから、学級数に応じて新しい教師用指導書を補充するよう努められたい。
- 3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた 意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 少年自然の家については、条例改正により、施設利用者の範囲が拡大されていることから、高齢者の利用も進むよう広報活動に努められたい。
- (2) 学校給食において、米飯による給食が実施される際は、地元産のお茶の飲用も検討されたい。
- (3) 東日本大震災の被災地への職員派遣については、職員定員適正化の中、派遣人員の確保も厳しい状況にあると思うが、被災地の復興が進んでいない状況を考慮すると、今後とも自治体からの支援は不可欠であることから、継続した派遣がなされるよう努められたい。